陸上自衛隊における身分証明書等の取扱いに関する達

昭和 43 年 12 月 18 日
陸上自衛隊達第 32―３号

改正
昭和 46 年 10 月４日達第 32―３―１号
昭和 47 年１月 17 日達第 32―３―２号
昭和 49 年 11 月１日達第 32―３―３号
昭和 53 年１月 13 日達第 122―108 号
昭和 53 年１月 13 日達第 122―109 号
昭和 53 年７月１日達第 32―３―４号
昭和 57 年４月 30 日達第 122―119 号
昭和 59 年９月５日達第 32―３―５号
昭和 60 年 12 月 21 日達第 122―124 号
昭和 61 年 12 月 19 日達第 32―３―６号
平成元年２月 10 日達第 122―127 号
平成２年２月６日達第 32―３―７号
平成７年３月 23 日達第 32―３―８号
平成８年６月 28 日達第 32―３―９号
平成９年１月 17 日達第 122―132 号
平成９年２月５日達第 32―３―10 号
平成 10 年３月 20 日達第 122―136 号
平成 12 年３月 27 日達第 122―158 号
平成 14 年３月 26 日達第 122―175 号
平成 16 年３月 29 日達第 122―192 号
平成 17 年３月 28 日達第 122―197 号
平成 18 年３月 30 日達第 122―209 号
平成 18 年７月 28 日達第 122―212 号
平成 19 年１月９日達第 32―３―11 号
平成 19 年 11 月 12 日達第 122―223 号
平成 20 年７月 23 日達第 122―228 号
平成 21 年３月６日達第 32―３―12 号
平成 22 年３月 15 日達第 122－237 号
平成 22 年６月 30 日達第 122－245 号
平成 23 年４月１日達第 32―19 号
平成 27 年３月 31 日達第 122－269 号
平成 27 年９月 29 日達第 122－271 号
平成 30 年３月 27 日達第 122－291 号
平成 31 年３月 18 日達第 122－297 号
平成 31 年４月 19 日達第 122－302 号
令和元年６月 27 日達第 122－303 号
令和３年３月 12 日達第 122－314 号
令和４年３月 29 日達第 122―317 号
令和６年１月 12 日達第 32-3-13 号

隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 66 号）第 23 条の規定に基づき陸上自衛隊身分証明書等取扱規則（昭和 30 年陸上自衛隊達第 32―３号）の全部を改正する。

陸上幕僚長　陸将　山田　正雄

陸上自衛隊における身分証明書等の取扱いに関する達

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　身分証明書（第４条―第 13 条）
第３章　予備自衛官手帳（第 14 条―第 19 条）
第４章　予備自衛官補手帳（第 19 条の２―第 19 条の６）
第５章　雑則（第 20 条）

附則
別紙第１　身分証明書
別紙第２　身分証明書交付・発行申請書
別紙第３　身分証明書交付簿
別紙第４　亡失報告書
別紙第５　ＩＣカード身分証明書亡失報告書
別紙第６　ＩＣカード身分証明書発見報告書
別紙第７　身分証明書用カード受払簿
別紙第８　浮出印
別紙第９　予備自衛官手帳
別紙第10　予備自衛官補手帳
別　表

第１章　総則

（目的）

第１条　この達は、陸上自衛隊における身分証明書等の様式、発行及び取扱手続に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

２　衛生要員の身分証明書については、赤十字標章及び衛生要員の身分証明書の取扱いに関する達（陸上自衛隊達第 92―11 号）に定めるところによる。

（定義）

第２条　この達において用いる用語の意義は、それぞれ当該各号に示すとおりとする。

（１）　身分証明書　陸上自衛官身分証明書、事務官等身分証明書、自衛官候補生身分証明書、陸上自衛隊高等工科学校生徒身分証明書、即応予備自衛官身分証明書、個人番号カード身分証明書（隊員の任免等の人事管理の一般的基準に関する訓令（昭和３７年防衛庁訓令第６６号）第３条第３２号に規定する身分証明書）をいう。

（２）　身分証明書等　身分証明書、予備自衛官手帳及び予備自衛官補手帳をいう。

（使用）

第３条　隊員は、身分証明書等を携行又は着用し、隊員としての身分を明らかにする必要がある場合には、これを提示しなければならない。ただし、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補にあっては、訓練招集及び教育訓練招集時又はそれぞれの身分を明らかにする必要がある場合に携行又は着用するものとする。

第２章　身分証明書

（発行等）

第４条　身分証明書は、陸上幕僚長を発行権者として発行責任者が発行し、その交付事務は、駐屯地業務隊長（駐屯地業務隊を置かない駐屯地にあっては、駐屯地業務を担当する部隊等の長。以下同じ。）及び自衛隊中央病院長が行う。

２　自衛隊地方協力本部及び情報本部（通信所）に勤務する隊員の身分証明書の交付事務は、管理支援業務を担当する駐屯地業務隊長が行う。
３　陸上幕僚監部及び市ヶ谷駐屯地に所在する部隊に勤務する隊員並びに内部部局、施設等機関、統合幕僚監部、情報本部（通信所を除く。）、防衛監察本部、地方防衛局及び防衛装備庁に勤務する自衛官の身分証明書の交付事務は、中央業務支援隊長（遠隔地に勤務する者について最寄りの交付責任者に依頼）が行う。
４　発行責任者、発行機関、交付責任者の区分は別表のとおりとする。

（様式及び規格等）

第５条　身分証明書の様式及び規格は別紙第１のとおりとする。
２　前項の身分証明書カードは、陸上幕僚長が、方面総監を経由（自衛隊中央病院長及び中央業務支援隊長にあっては直接）して、交付責任者に送付する。

（交付の時期）

第６条　身分証明書の交付の時期は、陸上自衛隊員（即応予備自衛官を含む。）として採用又は任官されたとき若しくは陸上自衛隊以外の機関等から転入したとき又は予備自衛官が防衛招集等により陸上自衛官となったときとする。
２　個人番号カード身分証明書は、事務官等が市ヶ谷駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は陸上幕僚監部に所属となったときに発行する。

（交付手続）

第７条　身分証明書の交付手続は、次の各号に定めるところによる。
（１）　身分証明書の交付手続は、身分証明書交付・発行申請書(別紙第２）と身分証明書交付簿(別紙第３）をもって実施する。
（２）　各部隊等の長は、自衛官、事務官等、自衛官候補生、陸上自衛隊高等工科学校生徒及び即応予備自衛官等に対し、新たに身分証明書を交付する必要があるときには、身分証明書交付簿を作成し、身分証明書交付・発行申請書と写真データとともに身分証明書の交付を交付責任者に申請するものとする。
（３）　交付責任者は、各部隊等の長の申請に基づき自衛官、事務官等、自衛官候補生、陸上自衛隊高等工科学校生徒及び即応予備自衛官に対し、新たに身分証明書を交付する必要があるときには、身分証明書交付・発行申請書と写真データをもって身分証明書の発行を発行責任者に申請するものとする。この際、交付責任者は、身分証明書が交付されるまでの間、身分証明書交付簿及び身分証明書交付・発行申請書の写し１部を保管する。
（４）　発行責任者は身分証明書交付・発行申請書に基づき身分証明書を作成し、発行年月日及び証明書番号を入力した身分証明書交付簿とともに、交付責任者に送付する。
（５）　非常勤隊員の身分証明書の発行、交付は事務官等に準じる。
（６）　交付責任者は、発行責任者から身分証明書とともに送付された身分証明書交付簿をもって交付の管理を行う。
（７）　交付責任者は交付まで、身分証明書を確実に保管、管理する。

第８条　削除

（再交付）

第９条　隊員は、次の各号の一に該当するとき（再交付の理由が、人事発令その他により明らかな場合を除く。）は、速やかに身分証明書交付・発行申請書（別紙第２）と身分証明書交付簿（別紙第３）をもって順序を経て勤務する部隊等（即応予備自衛官にあっては自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第75条の３の規定により指定されている部隊。以下「指定部隊」という。）が所在する駐屯地の交付責任者に、再交付を申請しなければならない。ただし、身分証明書の亡失による場合にあっては、直ちに、申請書に加え亡失報告書（別紙第４）を提出し申請しなければならない。この際、亡失した身分証明書がＩＣカードの場合にはＩＣカード身分証明書亡失報告書（別紙第５）を速やかに提出しなければならない。また、亡失報告をしたＩＣカード身分証明書を発見した場合には、速やかにＩＣカード身分証明書発見報告書（別紙第６）を速やかに提出するものとする。

（１）　亡失・き損又は著しく汚損し使用に堪えないとき。

（２）　容ぼうが写真と著しく相違したとき。

（３）　自衛官にあっては階級が変わったとき（陸士であるものを除く。）。

（４）　即応予備自衛官にあっては指定階級が変わったとき。

（５）　氏名を改めたとき。

（６）　樹脂カード身分証明書からＩＣカード身分証明書への変更を要するとき。

（７）　ＩＣカード身分証明書においては５年、樹脂カード身分証明書においては１０年、個人番号カード身分証明書においては個人番号カードの有効期限の到達するとき。

２　発行責任者は、交付責任者から前項に規定する身分証明書交付簿、身分証明書交付・発行申請書及び亡失報告書（亡失した場合に限る。）により、自衛官等身分証明書の再交付の申請を受け、これを行う必要があると認める場合には、第７条の規定を準用し、直ちに再発行して交付責任者に送付し、交付責任者は直ちに、再交付するものとする。この場合において、亡失によるときは、交付責任者は再交付に先立ちあらかじめ所要の調査を行うものとする。

（破棄）

第10条　交付責任者は、身分証明書の再交付を行った場合には、身分証明書交付簿（別紙第３）に必要な事項を記録した後、当該交付簿の写し１部とともに、隊員から提出のあった身分証明書を当該旧身分証明書の発行責任者に速やかに送付する。この場合において、発行責任者は身分証明書の記載内容及びＩＣカードにおいてはＩＣチップ内のデータ及び記載内容が読み取れないように、カードの破砕等の処置を講じて破棄するものとする。

（記録）

第11条　発行責任者は、身分証明書用カード受払簿（別紙第７）を備え、自衛官、事務官、自衛官候補生、陸上自衛隊高等工科学校生徒及び即応予備自衛官別に身分証明書用紙の受払い状況を明らかにしておかなければならない。

２　交付責任者は、身分証明書交付簿を備え、自衛官、事務官等、自衛官候補生、陸上自衛隊高等工科学校生徒及び即応予備自衛官別に暦年ごとに整理し、身分証明書の交付の状況を明らかにしておかなければならない。
３　身分証明書用カード受払簿及び身分証明書交付簿は30年保存とする。
（離職及び転出等した場合の処置）
第12条　部隊等の長は、隊員が離職又は陸上自衛隊以外の機関に転出等（転官、出向（防衛駐在官を除く。）及び異任を含む。以下同じ。）し、転出先で新たな身分証明書を作成するため、身分証明書が必要でなくなった場合は、直ちに、その者の身分証明書を回収し、次の各号に定めるところにより処理するものとする。
（１）　隊員が離職したときは、当該身分証明書の表面に「無効」と朱書した後、当該隊員の記録書類入れに収納する。やむを得ない理由により当該身分証明書を回収できないときは、その理由を付した書面を作成し、当該隊員の記録書類入れに収納する。
（２）　隊員が陸上自衛隊以外の機関に転出等したときは、速やかに、当該部隊等が所在する駐屯地の交付責任者に送付する。
２　交付責任者は、前項の規定により、陸上自衛隊以外の機関に転出等した隊員の身分証明書を受けたときは、身分証明書交付簿に記録した後当該身分証明書交付簿の写し１部とともに発行責任者に送付し、発行責任者は身分証明書の記載内容及びＩＣカードにおいてはＩＣチップ内のデータ及び記載内容が読み取れないように、カードの破砕等の処置を講じて破棄するとともに、これを当該身分証明書交付簿の写しに記録するものとする。
（亡失報告）
第13条　交付責任者は、第９条に規定する亡失により、身分証明書を再交付したときは、その都度、亡失した者の所属（即応予備自衛官にあっては指定部隊）、階級（事務官等にあっては、官名及び職務の級、即応予備自衛官にあっては指定階級）、氏名、亡失した身分証明書の発行番号について、直接陸上幕僚長に報告するものとする。（補定第７号）
２　交付責任者は、ＩＣカード身分証明書を紛失、盗難等による亡失の場合には、直ちに提出されたＩＣカード身分証明書亡失報告書を添付して陸上幕僚長に亡失報告するとともに、中央業務支援隊長に通報するものとする。また、亡失報告をしたＩＣカード身分証明書が発見された場合には、直ちに提出されたＩＣカード身分証明書発見報告書を添付して陸上幕僚長に報告するとともに、中央業務支援隊長に通報するものとする。
３　中央業務支援隊長は、前項の規定によりＩＣカード身分証明書の亡失又は発見の通報を受けたときは、速やかにＩＣカード失効又は失効解除の処置を行うものとする。
４　陸上幕僚長は、第１項及び第２項前段の報告に基づき、亡失した身分証明書の無効を陸上自衛隊報により公示する。
第３章　予備自衛官手帳
（発行等）

第14条　予備自衛官手帳は、予備自衛官を任用したときに、当該予備自衛官を担当する自衛隊地方協力本部長（以下本章中「手帳発行責任者」という。）が発行交付する。なお、貼布した写真には浮出印（別紙第８）を押すものとする。

（様式及び規格等）

第15条　予備自衛官手帳の様式及び規格は別紙第９のとおりとする。

２　前項の予備自衛官手帳は、陸上幕僚長から方面総監を経由して発行責任者に送付する。

（記載事項に変更を生じた場合の処置）

第16条　予備自衛官は、予備自衛官手帳の記載事項に変更が生じた場合には、担当地方協力本部長（予備自衛官及び予備自衛官補の現住所の属する都道府県の区域を担当区域とする地方協力本部の地方協力本部長をいう。以下同じ。）に申し出るものとする。ただし、やむを得ない理由により、申し出ることができないときは、訓練招集に出頭した際に、その旨を訓練招集部隊等の長に申し出るものとする。

２　担当地方協力本部長又は訓練招集部隊等の長は、前項の規定により予備自衛官から予備自衛官手帳の提出を受けたときは、所要の事項を記入し又は訂正して、認証印を押し、本人に交付するものとする。この場合、訂正事項が氏名の変更であるときは、訓練招集部隊等の長は、速やかに、その旨を当該予備自衛官に係る担当地方協力本部長に通知するものとする。

（陸上自衛官となった場合の処置）

第17条　部隊等の長は、予備自衛官が防衛招集等により、陸上自衛官として勤務することとなったときは、予備自衛官手帳に防衛招集等に関する記事を記入するものとする。

（離職した場合の処置）

第18条　手帳発行責任者又は担当地方協力本部長は、予備自衛官が離職した場合には、予備自衛官手帳を直ちに回収し裁断し破棄するものとする。

（準用）

第19条　第２章第９条、第11条の規定は、予備自衛官手帳の再発行及び記録について準用する。

第４章　予備自衛官補手帳

（発行等）

第19条の２　予備自衛官補手帳は、予備自衛官補を採用したときに、当該予備自衛官補を担当する自衛隊地方協力本部長（以下本章中「手帳発行責任者」という。）が発行交付する。なお、貼付した写真には浮出印（別紙第８、管理支援担当駐屯地業務隊長に依頼）を押すものとする。

（様式及び規格等）

第19条の３　予備自衛官補手帳の様式及び規格は別紙第10のとおりとする。

２　前条の予備自衛官補手帳は、陸上幕僚長から方面総監を経由して発行責任者に送付する。

（記載事項に変更を生じた場合の処置）

第 19 条の４　予備自衛官補は、予備自衛官補手帳の記載事項に変更を生じた場合には、担当地方協力本部長に申し出るものとする。ただしやむを得ない理由等により、申し出ることができないときは、教育訓練招集に出頭した際に、その旨教育訓練招集部隊等の長に申し出るものとする。

２　担当地方協力本部長及び教育訓練招集部隊等の長は、前項の規定により予備自衛官補から予備自衛官補手帳の提出を受けたときは、所要の事項を記入し又は訂正して、認証印を押し、本人に交付するものとする。この場合、訂正事項が氏名の変更であるときは、教育訓練招集部隊の長は、速やかに、その旨を当該予備自衛官補に係る担当地方協力本部長に通知するものとする。

（離職した場合の処置）

第 19 条の５　手帳発行責任者又は担当地方協力本部長は、予備自衛官補が離職した場合には、予備自衛官補手帳を直ちに回収し裁断し破棄するものとする。

（準用）

第 19 条の６　第２章第９条及び第 11 条の規定は、予備自衛官補手帳の再発行及び記録について準用する。

第５章　雑則

第 20 条　削除

附　則

１　この達は、昭和 44 年４月１日から施行する。

２　在日外国大公使館付陸軍武官等の取扱いに関する達（陸上自衛隊達第 45―１号）別紙第２第１項第５号中「陸上自衛隊身分証明書等取扱規則」を「陸上自衛隊における身分証明書等の取扱いに関する達」に改める。

３　赤十字標章及び衛生要員の身分証明書の取扱いに関する達（陸上自衛隊達第 92―11 号）第 21 条中「陸上自衛隊身分証明書等取扱規則」を「陸上自衛隊における身分証明書等の取扱いに関する達」に改め、「第１章及び」を削る。

附　則（昭和 46 年 10 月４日陸上自衛隊達第 32―３―１号）

この達は、昭和 46 年 11 月 15 日から施行する。

附　則（昭和 47 年１月 17 日陸上自衛隊達第 32―３―２号）

この達は、昭和 47 年３月１日から施行する。

附　則（昭和 49 年 11 月１日陸上自衛隊達第 32―３―３号）

この達は、昭和 49 年 12 月１日から施行する。

附　則（昭和 53 年１月 13 日陸上自衛隊達第 122―108 号）

この達は、昭和 53 年１月 30 日から施行する。

附　則（昭和 53 年１月 13 日陸上自衛隊達第 122―109 号）

この達は、昭和 53 年１月 30 日から施行する。

附　則（昭和 53 年７月１日陸上自衛隊達第 32―３―４号）

１　この達は、昭和 53 年８月１日から施行する。

２　この達による改正前の様式及び規格の予備自衛官手帳は、昭和 58 年３月 31 日までの間、この達の改正規定にかかわらず用いることができる。

附　則（昭和 57 年４月 30 日陸上自衛隊達第 122―119 号）

１　この達は、昭和 57 年４月 30 日から施行する。

２　この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
３　この達施行の際現に保有する旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附　則（昭和59年９月５日陸上自衛隊達第32―３―５号）

この達は、昭和60年２月15日から施行する。

附　則（昭和60年12月21日陸上自衛隊達第122―124号）

１　この達は、昭和60年12月21日から施行する。
２　この達施行の際、現に使用している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（昭和61年12月９日陸上自衛隊達第32―３―６号）

この達は、昭和61年12月19日から施行する。

附　則（平成元年２月10日陸上自衛隊達第122―127号）

１　この達は、平成元年２月10日から施行し、同年１月８日から適用する。
２　この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附　則（平成２年２月６日陸上自衛隊達第32―３―７号）

この達は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成７年３月23日陸上自衛隊達第32―３―８号）

１　この達は、平成７年４月１日から施行する。
２　この達施行の際、現に使用している旧規格、旧様式の用紙類は、当分の間、使用することができる。

附　則（平成８年６月28日陸上自衛隊達第32―３―９号）

１　この達は、平成９年１月１日から施行する。
２　この達施行の際、現に使用している幹部、准尉、陸曹及び陸士長の旧様式の身分証明書は再交付までの間、使用することができる。

附　則（平成９年１月17日陸上自衛隊達第122―132号）

この達は、平成９年１月20日から施行する。

附　則（平成９年２月５日陸上自衛隊達第32―３―10号）

この達は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成10年３月20日陸上自衛隊達第122―136号）

この達は、平成10年３月26日から施行する。

附　則（平成12年３月27日陸上自衛隊達第122―158号）

１　この達は、平成12年３月28日から施行する。（ただし書略）
２　この達の施行の日から檜町駐屯地の廃止の日の前日までの間は、第７条の改正規定中「市ヶ谷駐屯地」とあるのは「市ヶ谷駐屯地及び檜町駐屯地」と読み替えるものとする。
３　この達の施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附　則（平成14年３月26日陸上自衛隊達第122―175号）

１　この達は、平成14年３月27日から施行する。

２　この達の施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（平成 16 年３月 29 日陸上自衛隊達第 122―192 号）

１　この達は、平成 16 年３月 29 日から施行する。ただし、第１条及び第３条から第７条までの規定は、同年４月１日から施行する。

２　この達の施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（平成 17 年３月 28 日陸上自衛隊達第 122―197 号）

１　この達は、平成 17 年４月１日から施行する。

２　この達施行の際、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（平成 18 年３月 30 日陸上自衛隊達第 122―209 号）

この達は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則（平成 18 年７月 28 日陸上自衛隊達第 122―212 号）

１　この達は、平成 18 年７月 31 日から施行する。

２　この達の施行に際し、現に保有している旧様式の用紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附　則（平成 19 年１月９日陸上自衛隊達第 32―３―11 号）

１　この達は、平成 19 年１月９日から施行する。

２　この達の施行の際、現に使用している旧様式の身分証明書は、再交付までの間、使用することができる。

附　則（平成 19 年 11 月 22 日陸上自衛隊達第 122―223 号）

この達は、平成 19 年 11 月 23 日から施行し、同年９月１日から適用する。

附　則（平成 20 年７月 23 日陸上自衛隊達第 122―228 号）

この達は、平成 20 年７月 23 日から施行する。

附　則（平成 21 年３月９日陸上自衛隊達第 32―３―12 号）

１　この達は、平成２１年３月９日から施行する。

２　この達の施行の際、現に使用している旧様式の身分証明書については、新様式の身分証明書が交付されるまでの間、なお従前の例による。

附　則（平成 22 年３月 15 日陸上自衛隊達第 122－237 号）

この達は、平成 22 年３月 26 日から施行する。

附　則（平成 22 年６月 30 日陸上自衛隊達第 122―245 号）

この達は、平成22年７月１日から施行する。

附　則（平成 23 年４月１日陸上自衛隊達第 32―19 号）

この達は、平成 23 年４月１日から施行する。

附　則（平成 27 年３月 31 日陸上自衛隊達第 122―269 号）

この達は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　則（平成 27 年９月 29 日陸上自衛隊達第 122―271 号）

この達は、平成 27 年 10 月１日から施行する。

附　則（平成 30 年３月 27 日陸上自衛隊達第 122―291 号）

この達は、平成 30 年３月 27 日から施行する。

附　則（平成 31 年３月 18 日陸上自衛隊達第 122―297 号）

この達は、平成31年３月18日から施行する。

附　則（平成31年４月19日達陸上自衛隊第122－302号）

1　この達は、平成31年５月１日から施行する。

2　この達施行の際、現に保有する旧様式の用紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附　則（令和元年６月27日達陸上自衛隊第122－303号）

1　この達は、令和元年７月１日から施行する。

2　この達の施行の際、現に存ずる本改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる。

附　則（令和３年３月12日達陸上自衛隊第122－314号）

1　この達は、令和３年４月１日から施行する。

2　この達の施行の際、第２条から第３条までの規定による改正の前の現に存する様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類については、この達による改正後の様式によるものとみなす。

3　この達の施行の際、現に存する旧様式による用紙については、当分の間、これを修正の上使用することができる

附　則（令和４年３月29日陸上自衛隊達第122－317号）（抄）

1　この達は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年１月12日陸上自衛隊達第32－3－13号）

1　この達は、令和６年２月１日から施行する。

2　この達施行の際に現に市ヶ谷駐屯地に所在する陸上自衛隊の部隊又は陸上幕僚監部に所属している事務官等については、個人番号身分証明書の発行申請があったものとみなす。

別紙第１（第５条関係）

身分証明書

1　陸上自衛官身分証明書

⑴　ＩＣカード

（表）

（裏）

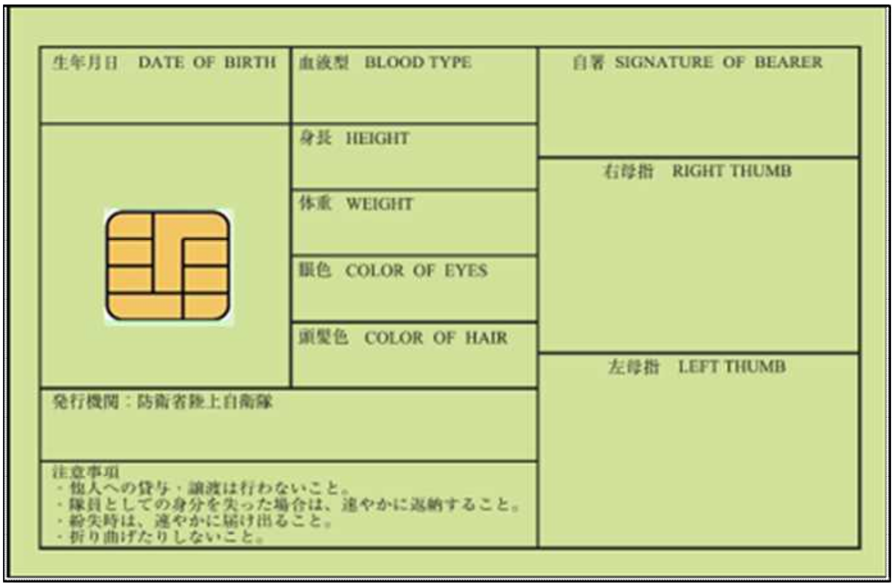

(2)　樹脂カード

（表）

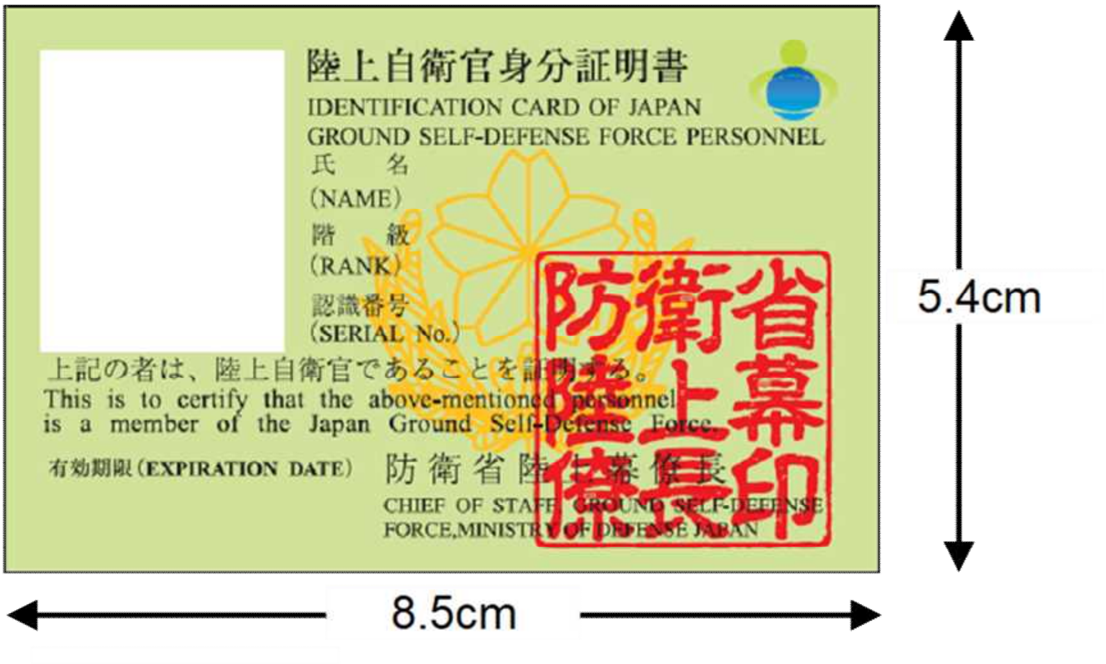
陸上自衛官身分証明書
IDENTIFICATION CARD OF JAPAN
GROUND SELF-DEFENSE FORCE PERSONNEL
氏　　名
（NAME）
階　　級
（RANK）
認識番号
（SERIAL No.）
上記の者は、陸上自衛官であることを証明する。
This is to certify that the above-mentioned personnel is a member of the Japan Ground Self-Defense Force.
有効期限（EXPIRATION DATE）
防衛省陸上幕僚長
CHIEF OF STAFF, GROUND SELF-DEFENSE FORCE,MINISTRY OF DEFENSE JAPAN
防衛省陸上幕僚長印
5.4cm
8.5cm

（裏）

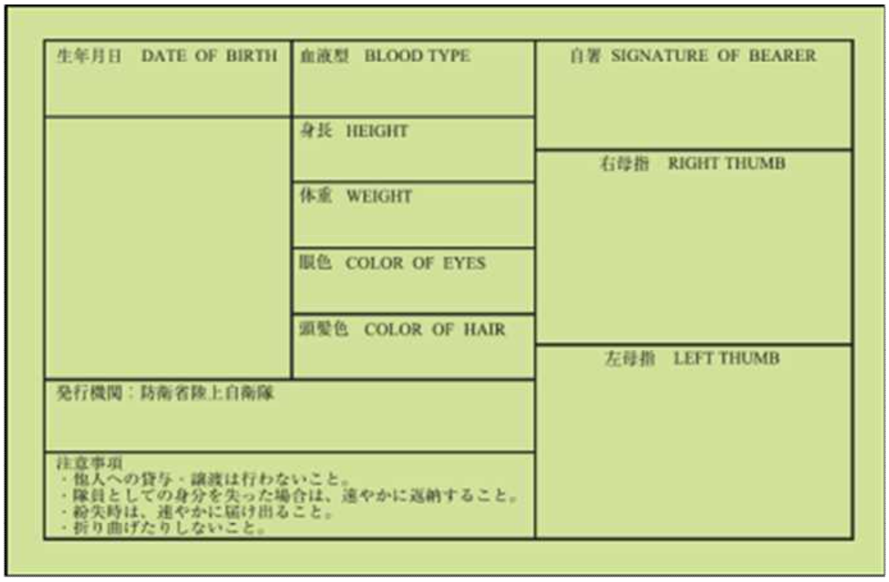
生年月日　DATE OF BIRTH
血液型　BLOOD TYPE
身長　HEIGHT
体重　WEIGHT
眼色　COLOR OF EYES
頭髪色　COLOR OF HAIR
自署　SIGNATURE OF BEARER
右母指　RIGHT THUMB
左母指　LEFT THUMB
発行機関：防衛省陸上自衛隊
注意事項
・他人への貸与・譲渡は行わないこと。
・隊員としての身分を失った場合は、速やかに返納すること。
・紛失時は、速やかに届け出ること。
・折り曲げたりしないこと。

２　事務官等身分証明書
(1)　ＩＣカード

（表）

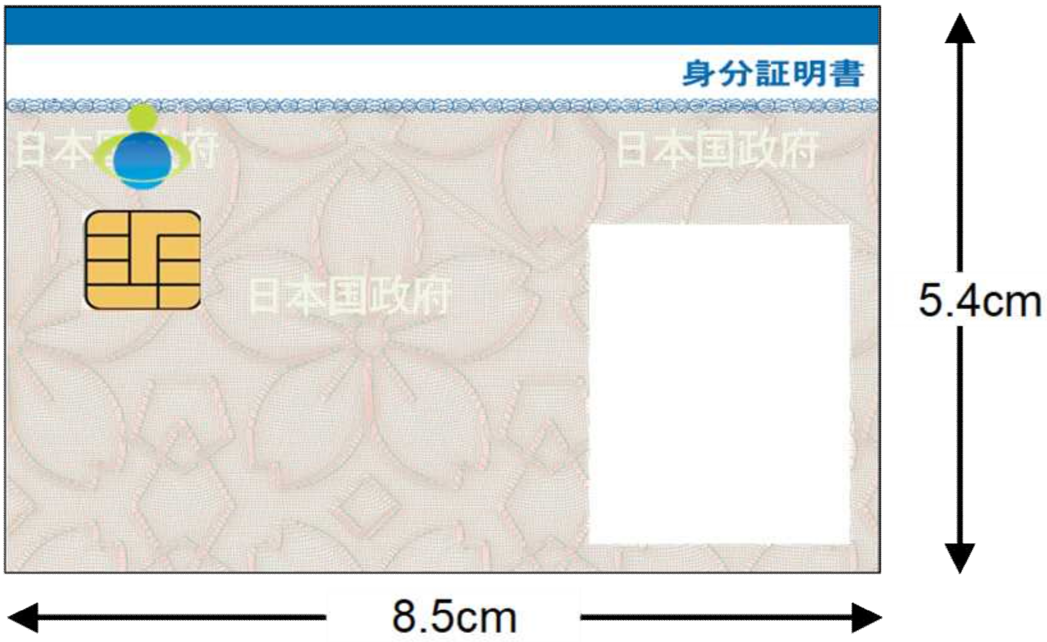

（裏）

自署 SIGNATURE OF BEARER	事務官等身分証明書 IDENTIFICATION CARD OF MINISTRY OF DEFENSE CIVILIAN OFFICIAL	
左母指 LEFT THUMB	生年月日 DATEOF BIRTH 血液型 BLOODTYPE 身長 HEIGHT- 体重WEIGHT	
右母指 RIGHT THUMB	眼色 COLOR OF EYES	
	頭髪色 COLOR OF HAIR	宗教 RELIGION
	注意事項 ・他人への貸与・譲渡は行わないこと。 ・隊員としての身分を失った場合は速やかに返納すること。 ・紛失時は、速やかに届け出ること。 ・折り曲げたりしないこと。	

(2)　樹脂カード

（表）

（裏）

自署 SIGNATURE OF BEARER	事務官等身分証明書　第　　　号 IDENTIFICATION CARD OF MINISTRY OF DEFENSE CIVILIAN OFFICIAL	
左母指 LEFT THUMB	生年月日 DATE OF BIRTH	
	血液型 BLOODTYPE	
	身長 HEIGHT 体重 WEIGHT	頭髪色 COLOR OF HAIR
右母指 RIGHT THUMB	眼色 COLOR OF EYES	宗教 RELIGION
	発行機関:	
	注意事項 ・他人への貸与・譲渡は行わないこと。 ・隊員としての身分を失った場合は、速やかに返納すること。 ・紛失時は、速やかに届け出ること。 ・折り曲げたりしないこと。	

3　自衛官候補生

（表）

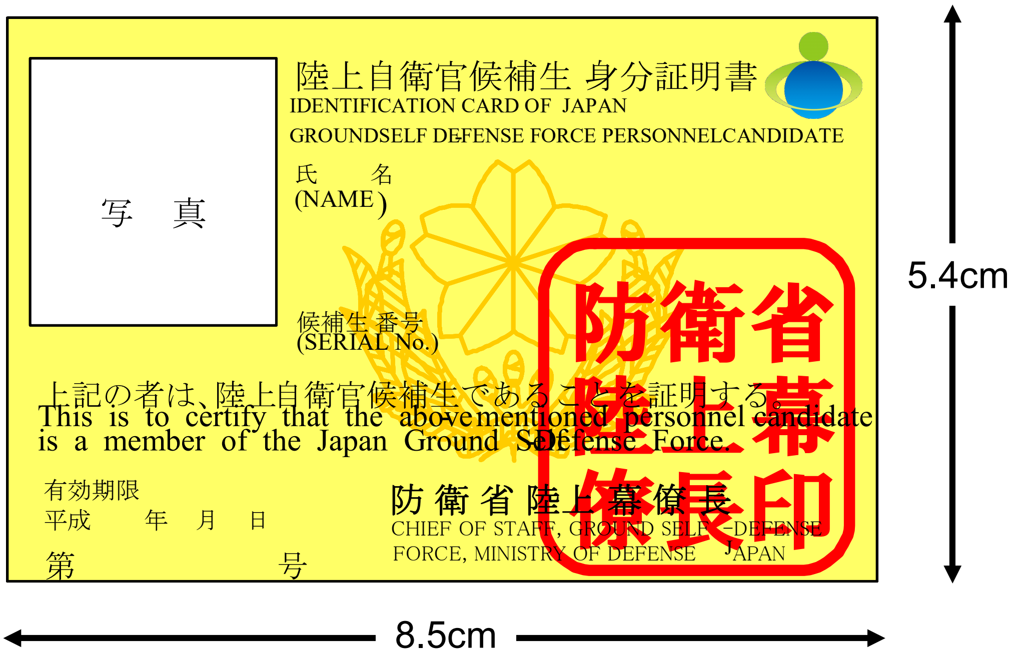
陸上自衛官候補生 身分証明書
IDENTIFICATION CARD OF JAPAN
GROUNDSELF DEFENSE FORCE PERSONNELCANDIDATE
写　真
氏　　名
(NAME)
候補生番号
(SERIAL No.)
上記の者は、陸上自衛官候補生であることを証明する。
This is to certify that the abovementioned personnel candidate is a member of the Japan Ground Self Defense Force.
有効期限
平成　　年　月　日
第　　　　　　号
防衛省陸上幕僚長
CHIEF OF STAFF, GROUND SELF-DEFENSE FORCE, MINISTRY OF DEFENSE JAPAN
防衛省陸上幕僚長印
5.4cm
8.5cm

（裏）

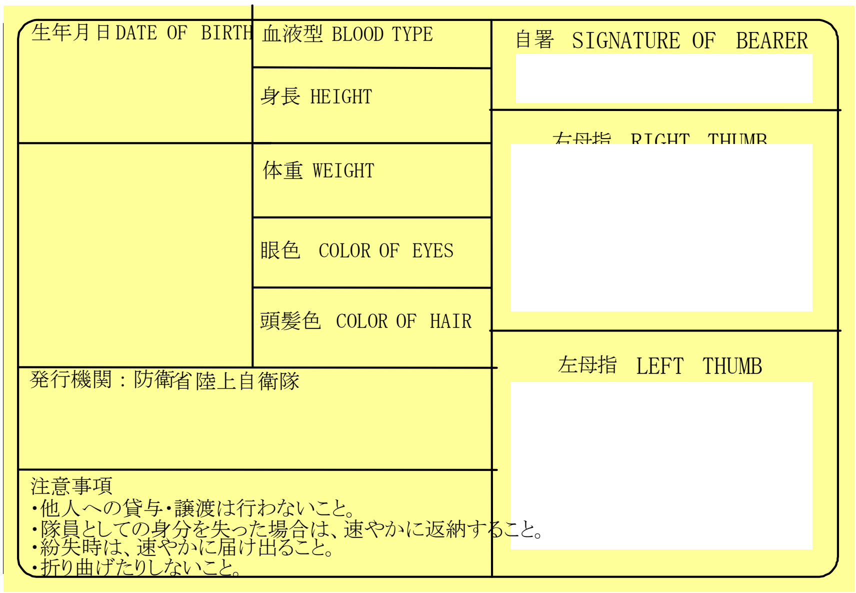
生年月日 DATE OF BIRTH
血液型 BLOOD TYPE
身長 HEIGHT
体重 WEIGHT
眼色 COLOR OF EYES
頭髪色 COLOR OF HAIR
自署 SIGNATURE OF BEARER
右母指 RIGHT THUMB
左母指 LEFT THUMB
発行機関：防衛省陸上自衛隊
注意事項
・他人への貸与・譲渡は行わないこと。
・隊員としての身分を失った場合は、速やかに返納すること。
・紛失時は、速やかに届け出ること。
・折り曲げたりしないこと。

4　高等工科学校生徒

（表）

陸上自衛隊高等工科学校生徒身分証明書
IDENTIFICATION CARD OF JAPAN
GROUND SELF-DEFENSE FORCE
HIGH TECHNICAL SCHOOL STUDENT
氏　　名
（NAME）
生徒番号
（Student No.）
上記の者は、陸上自衛隊高等工科学校生徒であることを証明する。
This is to certify that the above-mentioned personnel is a member of the Japan Ground Self-Defense Force Hightechnical school student.
有効期限（EXPIRATION DATE）
防衛省陸上幕僚長
CHIEF OF STAFF, GROUND SELF-DEFENSE FORCE, MINISTRY OF DEFENSE JAPAN
防衛省陸上幕僚長印
5.4cm
8.5cm

（裏）

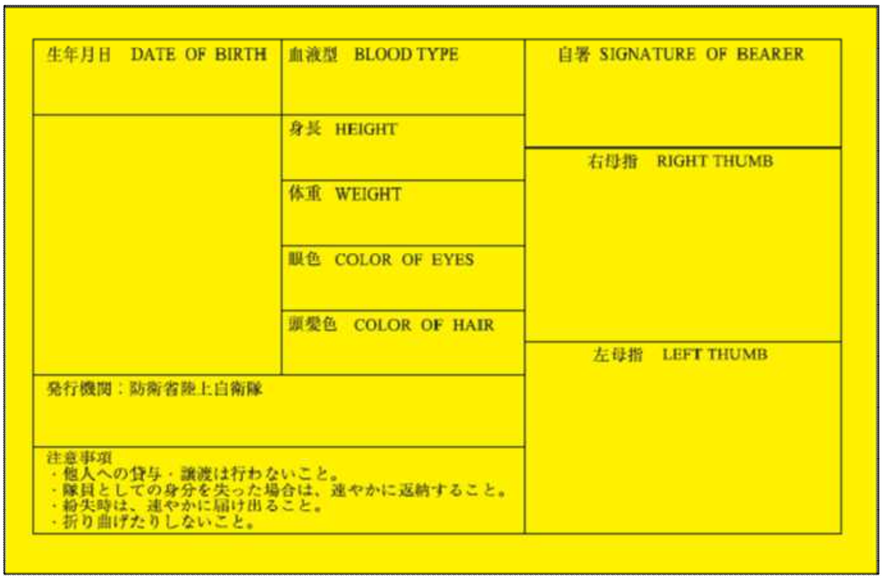

生年月日　DATE OF BIRTH
血液型　BLOOD TYPE
自署　SIGNATURE OF BEARER
身長　HEIGHT
体重　WEIGHT
眼色　COLOR OF EYES
頭髪色　COLOR OF HAIR
右母指　RIGHT THUMB
左母指　LEFT THUMB
発行機関：防衛省陸上自衛隊
注意事項
・他人への貸与・譲渡は行わないこと。
・隊員としての身分を失った場合は、速やかに返納すること。
・紛失時は、速やかに届け出ること。
・折り曲げたりしないこと。

生徒番号の構成は、次によるものとする。

１　講　成

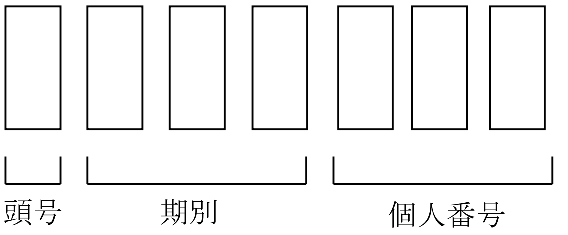

２　頭　号

（１）　平成２２年３月２６日以降付与するものについては。頭号を「６」とする。

（２）　頭号の変更は、陸上幕僚長が別に示す。

３　個人番号

００１から９９９までを使用する。

５　即応予備自衛官身分証明書

（表）

（裏）

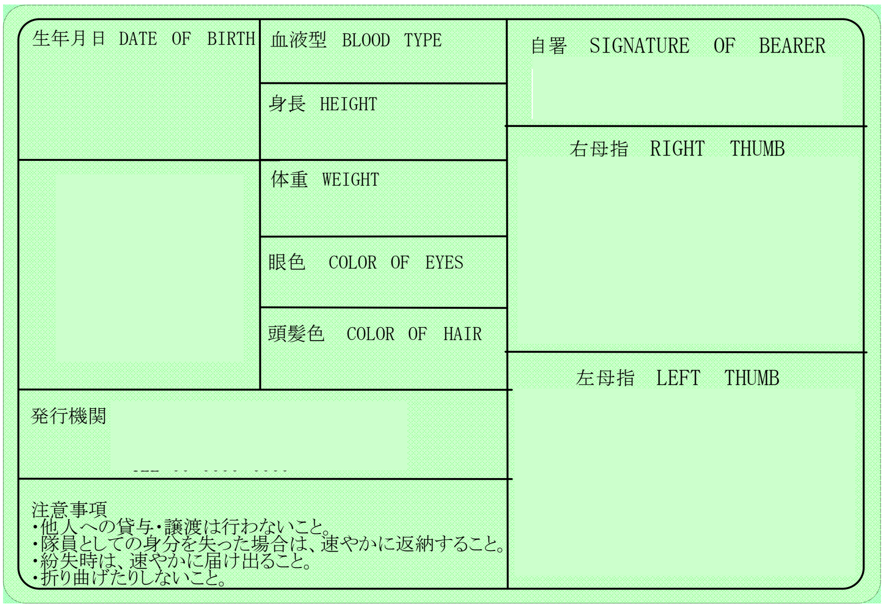

６　マスキングカード

（表）

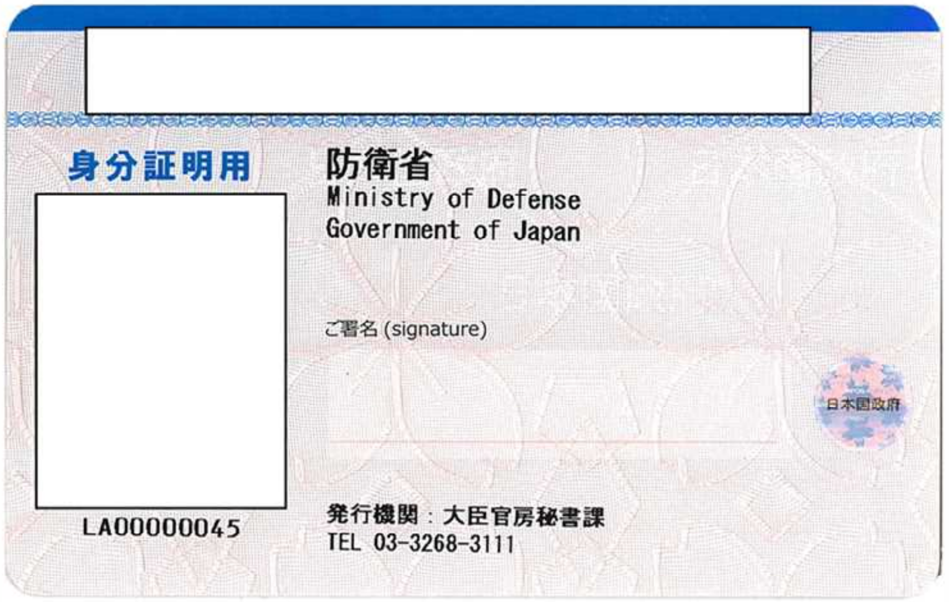

縦：5.395センチメートル

横：8.56センチメートル

（裏）

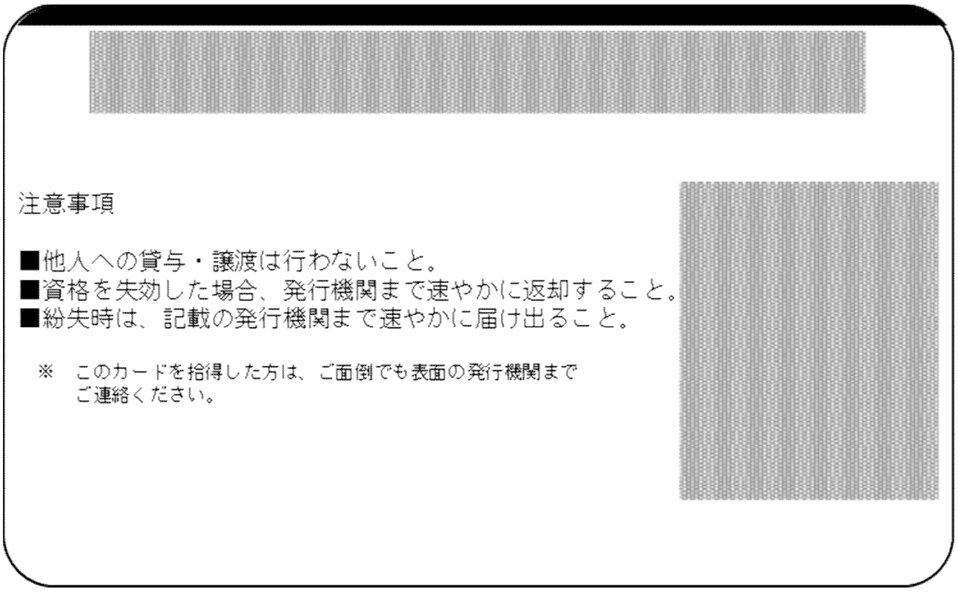

注：１　陸上自衛官身分証明書

(1)　材質は合成樹脂とし、裏面左側にＩＣチップを統裁したＩＣカード（特定の個人を識別しうる情報を記録した半導体集積回路を内蔵する電磁的記録媒体で券面に偽変造防止策を施したものをいう。以下同じ。）とＩＣチップの無い樹脂カードのいずれかを使用するものとする。

(2)　色は、幹部用及び准尉用は緑、曹士用は黄色とする。

(3)　写真（縦３．１センチメートル×横２．５センチメートル、カラー）は冬制服又は第１種夏制服の脱帽正面無背景とし､顔の長さは２センチメートル以上とする。

(4)　記載要領は、次の通りとする。

ア　写真は、交付申請の３ヶ月以内に撮影したものを印刷する。

イ　階級欄、氏名欄及び生年月日欄は、上部に和文、下部に英文(ヘボン式ローマ字)の二段書きとし、階級欄は、次の記入例による。なお、裏面の自署欄には、自書させるものとする。

（階級欄記入例）

陸上幕僚長ＧＥＮ、将ＬＴＧ、将補MG、１佐ＣＯＬ、２佐ＬＴＣ、３佐ＭＡＪ、1尉ＣＰＴ、２尉１ＬＴ、３尉２ＬＴ、准尉WO、曹長ＳGM、１曹MＳG、２曹ＳＦＣ、３曹ＳＧＴ、陸士ＰＶＴ

ウ　有効期限は、発行権者が身分証明書交付簿に記載する交付年月日からＩＣカードは５年後、樹脂カードは１０年後を基準として身分証明書に記載する。

エ　左母指　ＬＥＦＴ　THUMB及び右母指　ＲＩＧＨＴ　ＴＨＵＭＢは、左右の親指の指紋を黒のインクにより明瞭に押印する。

２　事務官等身分証明書

(1)　材質は合成樹脂とし、裏面左側にＩＣチップを統裁したＩＣカードとＩＣチップの無い樹脂カードのいずれかを使用するものとする。

(2)　色は、ＩＣカードは表面淡桃色、裏面は白色、樹脂カードは表面淡青色、裏面は白色とする。

(3)　写真（縦３．１センチメートル×横２．５センチメートル、カラー）は男子は背広、女子は事務服又は相応しい服装の正面無背影とし、顔の長さは２センチメートル以上とする。

(4)　記載要領は、次の通りとする。

ア　写真は、交付申請の３ヶ月以内に撮影したものを印刷する。

イ　氏名欄及び生年月日欄は、上部に和文、下部に英文(ヘボン式ローマ字)の二段書きとし、裏面の自署欄には、自書させるものとする。

ウ　有効期限は、発行権者が身分証明書交付簿に記載する交付年月日からＩＣカードは５年後、樹脂カードは１０年後を基準として身分証明書に記載する。

エ　宗教は本人が記入する。ただし、記入の要否は本人の任意とする。

エ　左母指　ＬＥＦＴ　THUMB及び右母指　ＲＩＧＨＴ　ＴＨＵＭＢは、左右の親指の指紋を黒のインクにより明瞭に押印する。

３　自衛官候補生及び陸上自衛隊高等工科学校生徒身分証明書

(1)　色は黄色とする。

(2)　写真、氏名等の記載は、陸上自衛官身分証明書の例による。

４　即応予備自衛官身分証明書

写真及び階級欄等の記載は、陸上自衛官身分証明書の例による。

５　個人番号カード身分証明書

個人番号カードとマスキングカードを重ね合わせ、カードケースに格納するものとする。

別紙第２(第７条関係)

年　　月　　日

殿

職　名　　　　　印

身分証明書交付・発行申請書

下記のとおり、身分証明書の交付・発行を申請する。

記

区　分	交付数	交付数の内訳		備　考
		新　規	再交付	
幹部・准尉用				
曹・士用				
事務官等用				
即応予備自衛官用				
その他の隊員用				

添付書類：身分証明書交付簿

亡失報告書（亡失した場合に限る。）

別紙第３（第７条関係）

身分証明書交付簿

受領年月日	発行年月日	証明書番号	所属	認番	階級	姓（漢字）	名（漢字）	姓（ｱﾙﾌｧﾍﾞｯﾄ）	名（ｱﾙﾌｧﾍﾞｯﾄ）	生年月日	身長	体重	髪の色	目の色	血液型（ABO型）	血液型（RH型）	上申理由	受領印	旧証明書番号	無効年月日

備　考
１　交付申請を行うときは幹部・准尉用、曹士用、即応予備自衛官用及び事務官等用を別葉として作成する。
２　記載要領は次の通りとする。
（１）受領年月日は、発行責任者から新身分証明書を受領した日を交付責任者が記入する。
（２）発行年月日は、新身分証明書を発行した日を発行機関が入力する。
（３）証明書番号は、発行機関が付与した番号を入力する。
（４）受領印欄は、隊員が新身分証明書を受領する際、交付責任者が保管する交付簿に、隊員が受領日を記入し押印するものとする。
（５）姓（漢字)、名（漢字）が外字の場合、部隊等は枠内を黄色に色づけする。
（６）無効年月日欄は、交付責任者が、退職、亡失、き損、昇任、記載事項変更、更新（有効期限超過）等により無効となった年月日を略記する。
（７）交付前に、何らかの理由によって無効となった身分証明書については、前号に準じて記入する。
（８）旧発行番号は、再交付を受けようとする際に、交付責任者が既に交付されている身分証明書の番号を記入する。
（９）認番は、事務官等については個人番号とする。
３　この交付簿の保存期間は、３０年とする。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とし、横長に使用する。

別紙第４（第９条関係）

亡　　失　　報　　告　　書

年　　月　　日

殿

所　　属
階級（官名・級）
認識番号
氏　　名　　　　　　㊞

亡　　失　　報　　告　　書

私は下記のとおり……………………………を亡失したので報告いたします。

記

１　交付責任者及び発行番号
２　亡失の日時
３　亡失の場所
４　亡失の状況

添付書類：身分証明書交付簿

上記のとおり相違ないことを証明する。

年　　月　　日

所属部隊等の長
官職　階級　　　　氏　　　　　　名　㊞

注：亡失の状況は詳細に記載する。　　　　　　　　　寸法：日本産業規格Ａ４

別紙第５（第９条関係）

令和　　年　　月　　日

殿

所属：

官職：

氏名：　　　　　　　　印

ＩＣカード身分証明書亡失報告書

私は、下記のとおりＩＣカード身分証明書を亡失いたしましたので報告いたします。

記

１　亡失の日時

２　亡失の場所

３　亡失の状況

別紙第６(第９条関係)

令和　　年　　月　　日

殿

所属：

官職：

氏名：　　　　　　　　　印

ＩＣカード身分証明書発見報告書

私は、　　年　　月　　日に亡失報告をしたＩＣカード身分証明書について発見しましたので報告いたします。

記

１　発見の日時

２　発見の場所

３　発見の状態添付書類：身分証明書交付簿

別紙第７（第１１条関係）

身分証明書用カード受払簿							
年　月　日	受　　入	払　　出	残数	受入又は払出先部隊等名	取扱者印	摘要
	数　　　量	数　　　量				
・　・	～					
・　・	～					

注：摘要欄は、受払時の理由を記載する。　　　　　　寸法：日本産業規格Ａ４

別紙第８（第５条関係）

<u>浮　出　印</u>

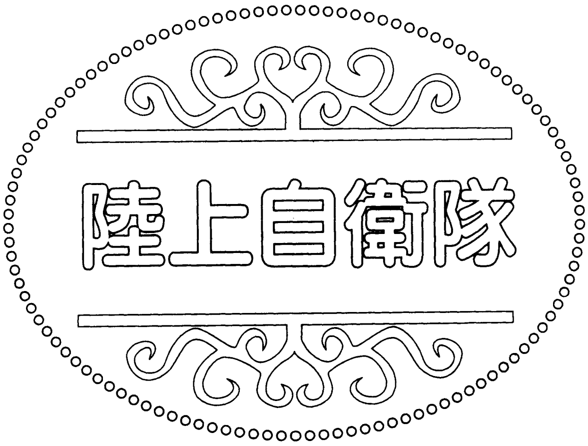

規格：20×15 ㎜

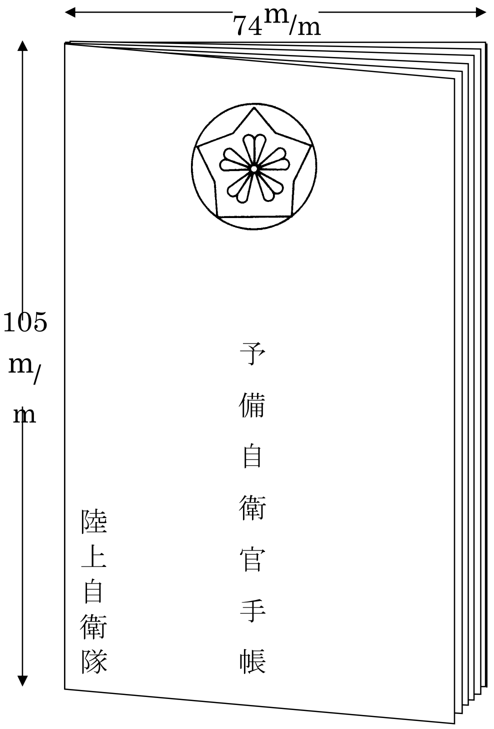

寸法：日本産業規格Ａ７

宣　　誓

私は、予備自衛官たるの責務を自覚し、常に徳操を養い、心身を鍛え、訓練招集に応じては専心訓練に励み、防衛招集、国民保護等招集及び災害招集に応じては自衛官として責務の完遂に努めることを誓います。

（写　真）

第　　号　　　年　　月　　日交付

階　級	
氏　名 (生年月日)	(　　年　　月　　日)
認識番号	

発行責任者
自衛隊

地方協力本部長印

任　用　期　間	地方協力本部長 証　明　印
・　・　～　・　・	
・　・　～　・　・	
・　・　～　・　・	
・　・　～　・　・	

本手帳の有効期限は、上記任用期間とする。

身　分　記　載　事　項

本　籍　地	都道府県	
現　住　所		
招　集　連 絡　人　住 所　氏　名		
採用年月日		
職　　種		
特　　技		
退職時階級		
血　液　型		

関係機関の名称・住所	
担　　当 地　　方 協力本部	
訓　　練 招　　集 部　　隊	
母隊として の　連　携 部　　隊	
勤　務　先	

身分記載事項記事欄

招　集　記　録

年月日	招集部隊	招集 日数	記事	証明印

注：１　写真は、陸上自衛官身分証明書と同一規格（手帳交付時おおむね３箇月以内に撮影したもの）とする。

２　身分記載事項は、勤務記録表抄本等に基づいて記入する。

３　招集記録は、招集部隊等の長が所要事項を記入するものとする。

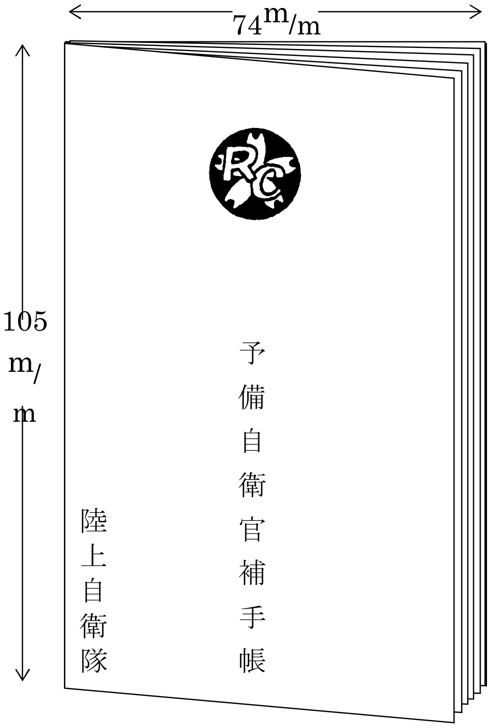

寸法：日本産業規格Ａ７

宣　　誓

私は、予備自衛官補たるの責務を自覚し、常に徳操を養い、心身を鍛え、教育訓練招集に応じては専心教育訓練に励むことを誓います。

第　　号　　　年　月　日交付

氏　名	
(生年月日)	(　年　月　日)
認識番号	

(写　真)

発行責任者
自衛隊

地方協力本部長印

教育訓練修了期限	地方協力本部長 証明 印
～	
～	

本手帳の有効期限は、上記期間とする。

身　分　記　載　事　項

本　籍　地	都道府県
現　住　所	
招　　集 連　絡　人 住 所 氏 名	
採用年月日	
血　液　型	

関係機関の名称・住所

担　　当 地　　方 協 力 本 部	
教　育　訓 練　招　集 部　　隊	
勤　務　先 （学　校）	

身　分　記　載　事　項　記　事　欄

招集教育訓練修了記録

段階	タイプ	招集時期	証明者	印
第１段階		～		
		～		
		～		
		～		
第２段階		～		
		～		
		～		
		～		
第３段階		～		
		～		

招　集　記　録

年月日	招集部隊	招集日数	記事	証明印

招　集　記　録

年月日	招集部隊	招集日数	記事	証明印

注：１　写真は、陸上自衛官身分証明書と同一規格（手帳交付時おおむね３箇月以内に撮影したもの）とする。

２　身分記載事項は、勤務記録表抄本等に基づいて記入する。

３　招集記録は、招集部隊等の長が所要事項を記入するものとする。

別表（第４条関係）

身分証明書作成・交付担任

発行責任者	発行機関	交付責任者　（注 1）	部隊等
中央業務支援隊長	中央業務支援隊	中央業務支援隊長　（注２）	内部部局
			防衛大学校
			防衛医科大学校
			防衛研究所
			統合幕僚監部
			海上自衛隊
			航空自衛隊
			統合幕僚学校
			情報本部（通信所を除く）
		管理支援業務を担当する駐屯地業務隊長（注２）	情報本部（通信所）
		中央業務支援隊長　（注２）	防衛監察本部
			北海道防衛局
			東北防衛局
			北関東防衛局
			南関東防衛局
			近畿中部防衛局
			中国四国防衛局
			九州防衛局
			沖縄防衛局
			防衛装備庁
			陸上幕僚監部
北部方面総監	北部方面総監部	各駐屯地業務隊長	北部方面隊
東北方面総監	東北方面総監部	各駐屯地業務隊長	東北方面隊
東部方面総監	東部方面総監部	各駐屯地業務隊長	東部方面隊
中部方面総監	中部方面総監部	各駐屯地業務隊長	中部方面隊
西部方面総監	西部方面総監部	各駐屯地業務隊長	西部方面隊 水陸機動団
中央業務支援隊長	中央業務支援隊	各駐屯地業務隊長　（注３）	陸上総隊 （水陸機動団を除く）
			警務隊
			中央業務支援隊
			中央会計隊
			会計監査隊
			中央輸送隊
			中央音楽隊
			中央管制気象隊
			情報保全隊
			自衛隊体育学校
			幹部候補生学校
			富士学校
			高射学校
			情報学校
			航空学校
			施設学校
			通信学校
			武器学校
			需品学校
			輸送学校
			小平学校
			衛生学校
			化学学校

			高等工科学校
			教育訓練研究本部
			補給統制本部
		自衛隊中央病院長	自衛隊中央病院
各方面総監	各方面総監部	管理支援業務を担当する駐屯地業務隊長	各地方協力本部

注：１　駐屯地業務隊を置かない駐屯地の交付責任者は、駐屯地業務を担当する部隊等の長
　　２　事務官等を除く。（事務官等については所属元で作成）
　　３　市ヶ谷駐屯地所在部隊の交付責任者は中央業務支援隊長
　ＩＣカード身分証明書の発行については細部各発行機関との調整による。